

同和問題（部落差別）

日本固有の人権問題である同和問題（部落差別）は、同和地区・被差別部落などと呼ばれる特定の地域出身であることや、そこに住んでいることを理由に、さまざまな社会的不利益を受け、人間としての誇りを傷付けられるという深刻な問題です。明治4年(1871年)の太政官布告、いわゆる解放令により制度上の身分差別はなくなりましたが、その後も結婚、就職などでの差別が続いてきました。

この問題を解決するため、国において昭和35年(1960年)に同和対策審議会(同対審)が設置され、昭和40年(1965年)の答申(同対審答申:P66～)においては、「これを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」との認識を示しています。これを踏まえ、昭和44年(1969年)から平成14年(2002年)3月まで、特別立法に基づく同和対策(地域改善対策)事業による様々な取組が行われ、環境面などの実態的差別については大幅に改善されました。

しかし、依然として心理的差別は残されており、現在でも、結婚、就職などにおいて差別を受けるという人権侵害が起こっています。近年では、インターネットの掲示板サイトなどに差別助長的な情報の書込み・流布が発生するなどの問題も起きています。こうした状況の中で、平成28年(2016年)12月には、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、部落差別の解消に関する国や地方公共団体の責務などが規定されました。

差別意識を解消し、21世紀を真に「人権の世紀」とするためにも、私たち一人ひとりが、「同和問題、部落差別とは何か」を正しく理解し、因習や偏見、世間体などに縛られることなく、人権という観点から、引き続きこの問題の解決に取り組む必要があります。

* 静岡県の同和対策事業

静岡県の同和対策事業は、大正10年(1921年)に始まり、昭和17年(1942年)に第2次世界大戦等によってやむなく事業を中断しましたが、昭和34年に事業を再開しました。特に昭和44年(1969年)からは「同和対策事業特別措置法」が施行されたことによって、事業は飛躍的に増大し、その後も二度にわたる特別措置法の施行により、道路、下水排水路の整備及び住宅密集地、不良住宅の改良などの事業が積極的に行われてきました。これらの事業により同和地区の生活環境は格段に改善され、差別解消への大きな力となりました。

平成14年(2002年)3月末をもって国の同和対策に関する特別法である「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」は失効し、同和対策は特別対策から一般対策へ移行しました。

しかしながら、結婚やつきあいなどに見られるように、差別意識はいまだに解消されていません。県では、今後も特に心理的差別の解消を図るべく、教育・啓発活動を中心に同和問題の解決に向けて粘り強く取り組んでいきます。

同和問題については「同和問題一問一答」(P45～)や「同和問題(部落差別)の歴史」(P49～)でも紹介しています。

- ・平成26年度の「人権問題に関する県民意識調査」によると、同和問題について、「知っている・聞いたことがある」と回答した人のうち、「自分の子どもの結婚相手が同和地区出身者であることが分かった場合にどうするか」という問いに対して、「本人の意志を尊重する」と回答した人が59.5%と、前回(平成21年度)調査の56.7%と比べて増加し、同和地区出身者に対する差別意識が改善されてきていることが伺えますが、一方で、「認めない」、「身内の反対があれば認めない」という人も13.7%と、前回調査の6.7%を上回っており、依然として根強い差別意識があることも伺えます。(図1)

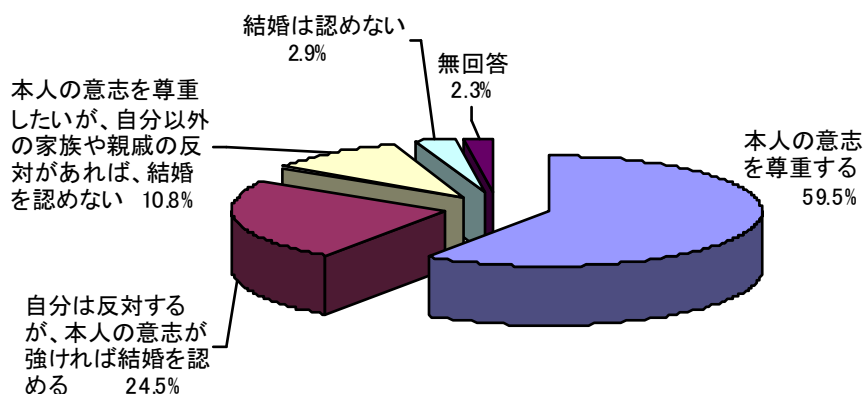
また、何らかの利益を得るために、同和団体を名乗り又は、同和問題を口実にして、企業等に対し違法・不当な要求を強要するえせ同和行為が行われることがあります。(公財)人権教育啓発推進センターが行った、「平成25年中におけるえせ同和行為実態把握のためのアンケート調査」によれば、近年、その被害件数は減少傾向にあります。同和問題に対する誤った認識を植え付けるなど、同和問題解決の大きな阻害要因となっています。

こうしたことから、同和問題に対する正しい理解と認識が得られるよう、今後も、人権教育・人権啓発に取り組んでいく必要があります。

図1

同和問題(子どもの結婚に関わる意識)

仮に、あなたのお子さんが結婚しようとしている相手が、同和地区出身者であることが分かったとき、あなたはどのようにされますか。



「平成26年度人権問題に関する県民意識調査」より